

国道303号除雪作業中大型車脱輪事故損害賠償請求控訴事件の判決期日について

1 判決の期日

・平成25年3月28日 (大阪高等裁判所)

2 訴訟遂行の方針

・控訴審判決の結果必要ある場合は、上告するものとする。

※控訴事件の概要

事件場所 : 国道303号 高島市今津町保坂地先

事件日時 : 平成23年1月27日 午後2時45分頃

(1) 京都地裁判決(平成24年10月24日)の概要

- ・道路管理者は、道路と側溝との識別が困難になることを予測できた。
- ・適切な注意喚起がなされるべき。
- ・休車損害を除く、67万5909円及び年5分の遅延損害金を支払え。

(2) 控訴審について

①被控訴人

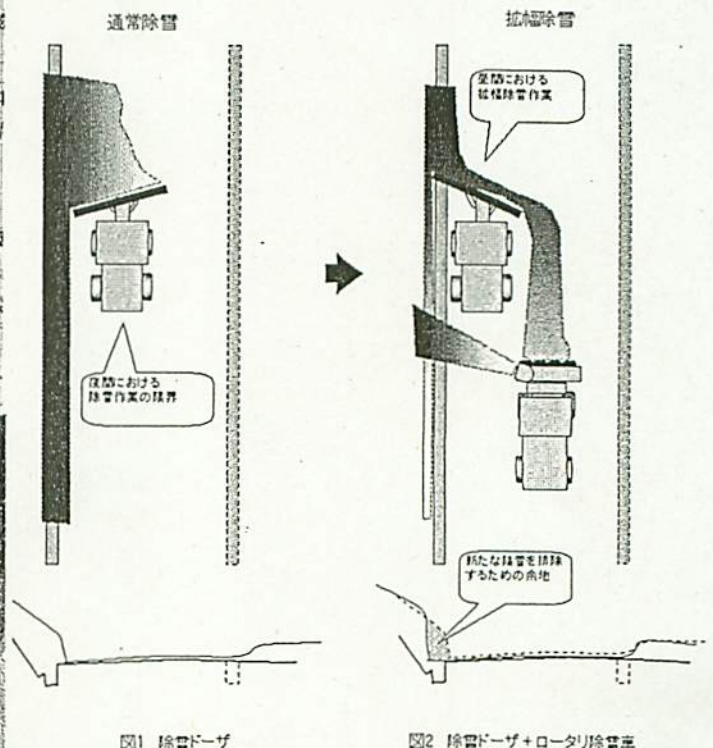
②控訴の要旨

原審判決は不服であるから、原審判決を破棄し、相当の裁判を求めて控訴を提起。

③経過

平成24年11月1日(第二審 控訴 大阪高等裁判所)

平成25年2月7日(第二審 第1回口頭弁論 大阪高等裁判所)



除雪イメージ図